

看護職員需給見通し策定にむけて都道府県に通知

出足はやく県の策定作業へ運動強化を

「第4回需給見通し検討会」に提示された「看護職員需給見通し策定にあたっての基本的考え方(素案)」は、一部の修正を加え、11月5日に各都道府県に連絡文書「第六次看護職員需給見通しの策定方針について」を送付され、各都道府県での予算確保等の準備が促されました。内容は、当初案からすれば一定の改善・具体化が行われましたが、不十分な点も多くあります。来春の「基本的考え方」に向けていっそう運動を強化することが重要です。各都道府県医労連では、出足早く、「県 万人看護体制」の要求を明らかにし、本格的に運動を開始することが重要になっています。

日本医労連は、「200万人以上看護体制」の要求を明らかにし、根拠も含めて検討会委員へアプローチを行なっているところですが、「基本的考え方(素案・修正版)」の修正を迫っていくことを当面の重点とし、委員との懇談や厚労省との折衝などを精力的に行っています。なお、来年1月には、第5回検討会を開催し、「基本の考え方」に基づいた算定式など、県に提示する内容の最終的整理が行われる予定になっています。

基本的考え方(素案・修正版)の問題点と対応

1. 「前提とされる労働条件」で、夜勤が「4週あたり64時間」となっている点を、「1ヶ月あたり64時間」に書き換えさせることを最重点にする。
2. 重点要求を「完全週休2日制」「一般病床は3人以上夜勤」を柱にして取り組む
3. 訪問看護や介護関係は、おおむね現状及び今後の動向からの推計にとどまっているが、その分野の医療・看護の必要度の高まりに見合う配置人員を求めていく。
4. 今後確定される「基本的考え方」に、めざすべき労働条件と共に、実態調査で明らかになった劣悪な労働実態の計画的改善策を明記させる。
5. 「基本的考え方」で示された労働条件が保障されるために、人員算定の方法を明らかにさせる。(月8日夜勤や諸休暇の取得を保障する人員配置基準)
6. 実態調査は、看護職員の実態を明らかにするだけでなく、改善すべき目標も把握できる項目も入れさせる。また、施設調査だけでなく、看護職員の個人調査も行うよう働きかける。

個別・具体的には、「基本的考え方(素案・修正版)」への日本医労連の「論点整理(案)」で示しています。



神奈川

元気に04秋のナースウェーブ

11月13日の土曜日、全労連の04秋の総行動にあわせて、昼過ぎから、横浜駅西口・高島屋前で「白衣の宣伝・署名行動」を行いました。介護署名、憲法九条守れ署名、新潟中越地震災害支援募金も同時に行いました。

和歌山日赤

一部の病棟の抗がん剤調合を薬剤師に

秋年末闘争の団交で、医療事故防止で問題になっている「抗がん剤の調合」については、一部の病棟の化学療法分科から薬剤師が調合することになりました。塩化カリウムの静脈注射、抗がん剤の注射、輸血を看護師が行っている問題については、「前向きに検討する」「安全にできるように考えていきたい」との回答を引き出し、当局に問題があると認識させることができました。

サービス残業問題では、詰所会・看護研究・勉強会・各種委員会・始業前の業務準備・患者把握について、業務の範囲かそうでないのか回答を迫りましたが、当局は明確な答弁ができず、「継続交渉にしてほしい」と応えました。

国共病組

「月8日以内の夜勤の実現“結果の伴う”努力をする」

10月25日、国共病組は看護問題での交渉を行いました。組合は、月9回以上の夜勤が12%以上あること、入院日数短縮による業務量の増加から増員が急務であることを、現場の医療事故準備状態の実態やサービス残業の実態を訴えながら、改善をせまりました。

連合会の答弁は、

「『月8日以内』の実現にむけて、夜勤回数の減少に努力する」協定があり、協定には責任を持っているので、各病院を指導したい。

サービス残業は管理者会議等を通じて指導した。

委員会・研修が時間外手当の対象になっていないところは、厚生労働省の通達が出ているのでそれに沿って、各病院に示している。出席しなければ不利益のあるものについては指導している。

医療安全では、組合の提案について前向きに検討する。

組合が提案した内容は、専任のリスクマネージャー、点滴のミキシングは薬剤師が行う、類似薬品を採用しない、医療機器の臨床工学技師による中央管理システム、インシデント・アクシデントの個人責任は問わない、職員のメンタルヘルス、サポートシステムなどです。